



はじめに



この度、令和8年1月1日より、「下請法」は「取適法」へと変わります。

本改正は、単なるマイナーチェンジではなく、これまでの商取引や業界構造そのものにメスを入れる、かなり踏み込んだ改正となっています。

特に中小企業では、「値上げは困るので、価格は据え置きでお願い」との強い立場の企業に押し切られ、泣き寝入りせざるを得ない状況が長年続き、それは現代でも根強く残っています。

また、それと同時に、現在では、企業のコストは年々上がっていますよね。

人件費の上昇、原材料費の高騰、電気、ガスといったエネルギーコストの増加、つまり経営者からすれば仕入れも人件費も光熱費も全部上がっているのに取引価格はそのまま。

このギャップによって、中小企業の利益は圧迫され、賃上げの原資を確保できないのです。

だからこそ、求められるのは構造的かつ抜本的な改革。

こうした背景を踏まえて政府が今回の改正で上げたキーワードが「構造的な価格転嫁」です。

単なる一時的な値上げではなく、コストが上がれば価格も上がる。これを当たり前にする仕組みを作ることが目的です。

そうなれば中小企業は適正な利益を確保でき、それによって従業員の賃上げもしやすくなる。

そして余剰分は設備投資や人材育成にも資金を回せる。結果として日本経済全体が活性化する。

この好循環を生み出すためには、まずは取引ルールを根本から改革する必要があるという判断に至ったのです。

損害等の責任：本資料は掲載内容で生じた障害に対する一切の責任を負いません。

情報の正確性：可能な限り正確な情報を収集しておりますが、安全性や確実な情報提供を保証する物ではありません。

※本資料の内容は一般的な情報提供を目的としており、個別具体的な事案に対する法的助言（法的鑑定）ではありません。具体的な判断については弁護士にご相談ください。



01

今さら聞けない【下請法】とは？

- ・ 下請法が該当する取引って？ . . . p. 5
- ・ 親と下請事業者の定義は？ . . . p. 6
- ・ 親に定められた義務と禁止事項 . . . p. 7
- ・ 下請法の抜け穴と商習慣 . . . p. 8

02

下請法から【取適法】へ

- ・ 改正点の全体像 . . . p. 10
- ・ 主な改正ポイント6つ
 - ⇒ (1) 用語・名称の見直し . . . p. 11
 - ⇒ (2) 【運送委託】を対象取引に追加（物流問題への対応） . . . p. 13
 - ⇒ (3) 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れへの対応） . . . p. 15
 - ⇒ (4) 手形等の禁止（支払遅延の元凶だったため） . . . p. 16
 - ⇒ (5) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応） . . . p. 17
 - ⇒ (6) 面的執行の強化（取り締まりの強化） . . . p. 18
- ・ 困った時は【取引かけこみ寺】へ . . . p. 19

03

情報収集に苦戦して、後回しになりがち…そんな時はエフアンドエムへ！ . . . p. 20～29

01

今さら聞けない【下請法】とは？



今さら聞けない【下請法】とは？

～下請法が該当する取引って？～



下請代金支払遅延等防止法（下請法）の概要

1. 第1条（目的）

この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって 親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。



端的に言うと…

①取引の公正化 ②下請事業者の利益保護 として

独占禁止法の補完法として、昭和31年に制定されました。

下請法では、
下請法の規制を受ける側（発注する側）を【親事業者】、下請法で守られる側（受注する側）を【下請事業者】と呼び、下請法に該当する取引かどうかを判断する定義づけは、当事者間で行われる委託取引の内容と当事者の資本金の額によって決まり、どちらも該当する場合に限り適用。

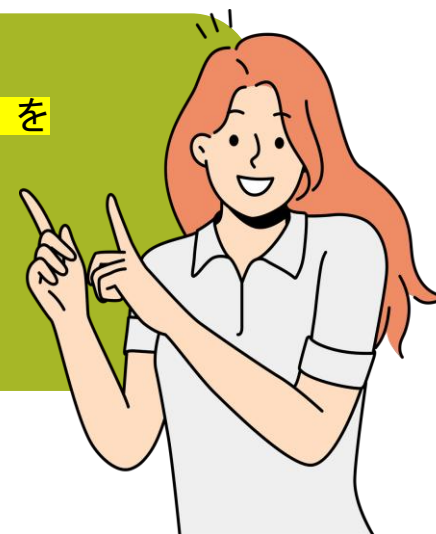
下請取引

=

取引の内容

+

資本金区分



今さら聞けない【下請法】とは？

～親と下請事業者の定義は？～



下請代金支払遅延等防止法（下請法）の概要

2. 親事業者・下請事業者の定義（第2条1項～8項）

下請法では、①製造委託 ②修理委託 ③情報成果物作成委託 ④役務委託 という4種類の委託取引が適用対象となる取引である、と定められており、各取引の親・下請事業者の定義は資本金額で決まっています。

（1）●物品の製造委託・修理委託

●情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成・運送・物品の倉庫における補完及び情報処理に係るもの）



（2）●情報成果物作成委託・役務提供委託（上記外のもの）



今さら聞けない【下請法】とは？

～親に定められた義務と禁止行為～



下請代金支払遅延等防止法（下請法）の概要

3. 親事業者の4つの義務・11の禁止行為

下請法では **下請取引適正化のために、親事業者に対し4つの義務と、11の禁止行為を定めています。**
そして、下請法違反行為が認められた場合には、公正取引委員会が、当該親事業者に対し、違反行為の是正や「勧告」を行うとともに、事業者名 & 違反行為の概要等を公表します。

（１）義務

①書面の交付義務 ②書類作成・保存義務 ③下請代金の支払期日を定める義務 ④遅延利息の支払義務

（２）禁止行為

①受領拒否の禁止 ②下請代金の支払遅延の禁止 ③下請代金の減額の禁止 ④返品 of 禁止
⑤買ったたきの禁止 ⑥物の購入強制・役務の利用強制の禁止 ⑦報復措置の禁止
⑧有償支給原材料の対価の早期決済の禁止 ⑨割引困難な手形の交付の禁止
⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止 ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止



下請法の規制は 親事業者と下請事業者との間には **決定的な「力の差」があることが前提**となっており、仮に親事業者と下請事業者との間に合意があったとしても、下請法に定める禁止事項に触れる場合には、**下請法違反となる**ことに、留意する必要があります。



優越的な地位を利用して、自分本位な取引をする事業者、弱い者いじめをする事業者等が出てこないように、みんなで守りましょう、という絶対的なルールではあったのですが…

【違反事例①】今まで、**運送業者と発荷主間での取引は、下請法の対象外**。よって、発荷主からの契約外のことを要求されたり、荷待ちを強要するなどの習慣が横行。運送事業者は断ると、「ではもう取引を辞める」などと言われても言うとおりにするしかなかった。（独占禁止法によって守られていた部分があります）

【違反事例②】発注者側の会社が、受注する側の中小企業の資本金を増額させ、下請法の適応を逃れる手法。
先に述べましたように、下請法の適用については、発注側の資本金が3億円以下～1000万円超の場合、下請け企業は、1000万円以下といった基準があります。
このため、**中小企業の資本金の額を操作し、1000万円を超えれば適用の対象外になるので、**
「ルールを守らなくて良い」などという解釈。

【違反事例③】発注者側（大手企業）が資本金の小さい子会社を作り、その子会社と下請企業を取引させる方法。
これによって、**中身は大企業ですが、見かけ上・定義上は中小企業となるため、親会社の定義に該当せず、適用を逃れるパターン。**

いわゆる【悪しき商習慣】が長らく続きましたが、
兼ねてより求められた法改正と対応を迫られ、ようやく改正へ！

02

【下請法】から【取適法】へ



下請法から【取適法】へ ～改正点全体像（赤字が改正内容）～



法目的

●中小受託取引の公正化

●中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 取適法対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム作成)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託事業者

資本金 3 億円超

資本金 1 千万円～3 億円以下

常時使用の従業員 300 人超



中小受託事業者
(個人含)

資本金 3 億円以下

資本金 1 千万円以下

常時使用の従業員 300 人以下

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム作成以外)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理以外)

②規模要件

中小受託事業者
(個人含)

資本金 5 千万円超

資本金 1 千万円～5 千万円以下

常時使用の従業員 100 人超



中小受託事業者
(個人含)

資本金 5 千万円以下

資本金 1 千万円以下

常時使用の従業員 100 人以下

※建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は本制度の適用対象となりません。

義務

- 1 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- 2 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2 年）
- 3 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- 4 遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1 受領拒否 | 7 報復措置 |
| 2 支払遅延（ 手形払等禁止 ） | 8 有償支払原材料等の対価の早期決済 |
| 3 減額 | 割引困難な手形の交付 |
| 4 返品 | 9 不当な経済上の利益提供要請 |
| 5 買ったたき | 10 不当な給付内容の変更・やり直し |
| 6 購入・利用強制 | 11 協議に応じない一方的な代金決定 |

用語の見直し

(1) 名称変更

- 共存共栄を目指す、対等なパートナーとして取引の適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

旧	新
下請代金支払遅延等防止法 (通称：下請法)	製造委託等に係る中小受託事業者に対する 代金の支払の遅延等の防止に関する法律 (略称：中小受託取引適正化法) (通称：取適法<とりてきほう>)
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金

今までの【上下関係】や【優越的地位】を連想させるようなワードを廃止し、
【対等なパートナー】としての位置づけを想起できるワードへ変更！





規制の見直し

(2) 【運送委託】を対象取引に追加（物流問題への対応）【⇒p. 13へ】

新たに【発荷主が運送事業者間に対して物品の運送を委託する取引】も対象に広げました。

(3) 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れへの対応）【⇒p. 15へ】

従業員300人（役務提供委託等は100人）の区分を追加。（p. 4の取引定義を構成する2つの要件を参照）
資本金額・従業員数のうち、どちらか一つでも当てはまれば本法律の対象となります。

(4) 手形等の禁止（支払遅延を発生させる可能性があったため）【⇒p. 16へ】

対象取引において、手形払い等を禁止。その他の支払手段（電子記録債権・ファクタリング等）についても、
支払期日までに、中小受託事業者（旧：下請事業者）が代金満額相当の現金を得ることが困難な場合は禁止。

(5) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）【⇒p. 17へ】

昨今あらゆるコストが上昇している中で、委託事業者（旧：親会社）が中小受託事業者（旧：下請事業者）からの
価格転嫁の求めがあっても、応じない・必要な説明無く価格を据え置くなどが課題となっていました。
こうした行為に対応できるよう、従来の買いたたき規制に加え、交渉プロセスに着目して規定を新設しました。

(6) 面的執行の強化（取り締まりの強化）【⇒p. 18へ】

公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携を強めるために、事業所管省庁の主務大臣にも本法律に
おける指導・助言の権限を付与。省庁間の相互情報共有に係る規定を新設しました。

下請法から【取適法】へ ～制度概要・主な改正ポイント6つ～



製造委託

物品を販売し、又は物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託することをいいます。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者へその作成作業を委託することをいいます。情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
(例:アニメーション、ラジオ番組など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
(例:設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など)

役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者へ委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、取適法の対象とはなりません。

特定運送委託

改正により追加!

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品(例:作成を請け負ったデザインに基づいて製造されたペットボトル)について、その取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者へ委託することをいいます。

(2) 【特定運送委託】を対象取引に追加(物流問題への対応)

新たに【発荷主が運送事業者間に対して物品の運送を委託する取引】も対象になりました。

その委託業務を、【特定運送委託】と呼び、
下請法では4点だった委託取引の定義が、
取適法では、合計で5点に。

これによって、発荷主も取適法の規制対象となりました!

契約にない荷待ち行為を無償で行わされたり
(有償でも法外な契約ならもともと不可)、
それを拒否した場合の報復を恐れ、泣き寝入り
せざるを得ない状況を無くすることができるのです!



下請法から【取適法】へ ～制度概要・主な改正ポイント6つ～

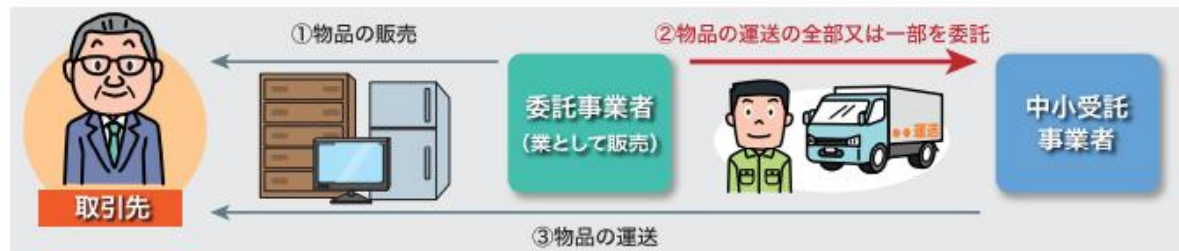


⑤ 特定運送委託

特定運送委託には次の4つのタイプ(類型1～類型4)があります(→部分が中小受託取引です。)

特定運送委託【類型1】

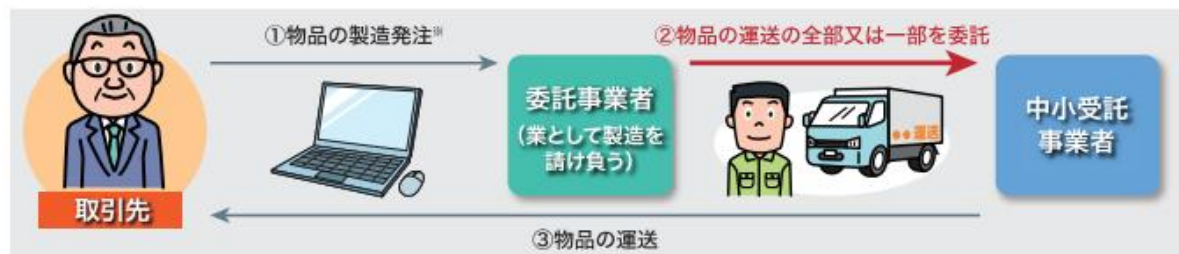
物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先(当該販売先が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者委託する場合。



例 ・家具小売業者が、取引先に対し、販売する家具を引き渡す際に、その家具の運送を他の事業者委託する場合。

特定運送委託【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者委託する場合。

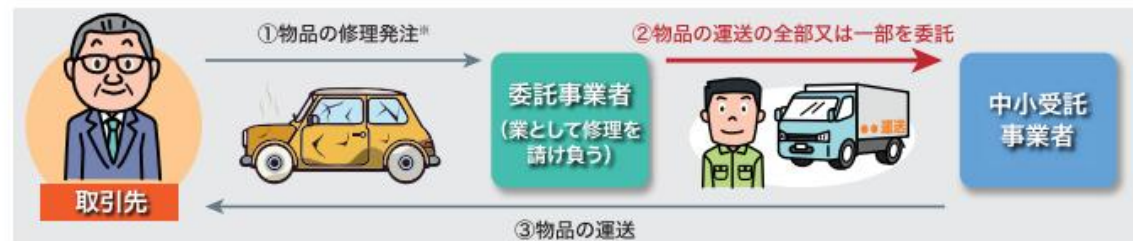


※この製造発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例 ・精密機器メーカーが、機械器具メーカーから製造を請け負い完成させた精密機器を引き渡す際に、その精密機器の運送を他の事業者委託する場合。

特定運送委託【類型3】

物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者委託する場合。

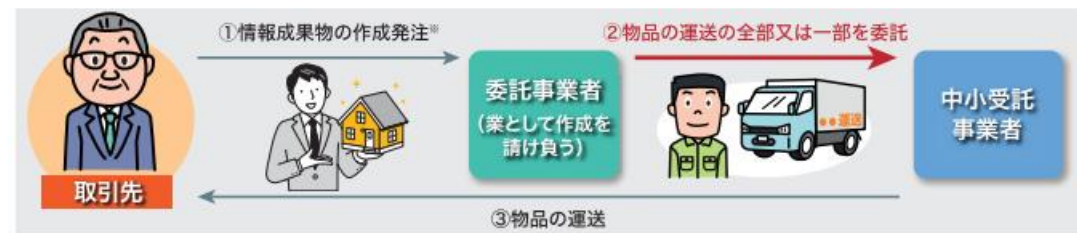


※この修理発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例 ・自動車修理業者が、自動車販売業者から修理を請け負い修理を完了させた自動車を引き渡す際に、その自動車の運送を他の事業者委託する場合。

特定運送委託【類型4】

情報成果物の作成を請け負っている事業者が、当該情報成果物が記載されるなどした物品の作成の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者委託する場合。



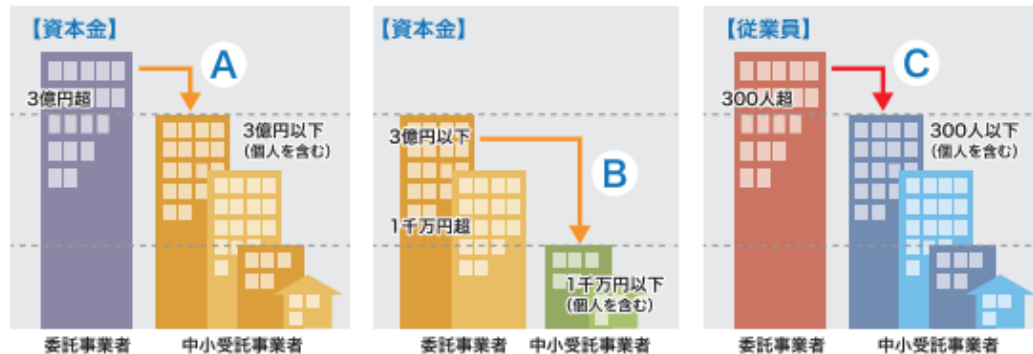
※この作成発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例 ・建築設計業者が、建築業者から作成を請け負い完成させた建築模型を引き渡す際に、その建築模型の運送を他の事業者委託する場合。

下請法から【取適法】へ ～制度概要・主な改正ポイント6つ～

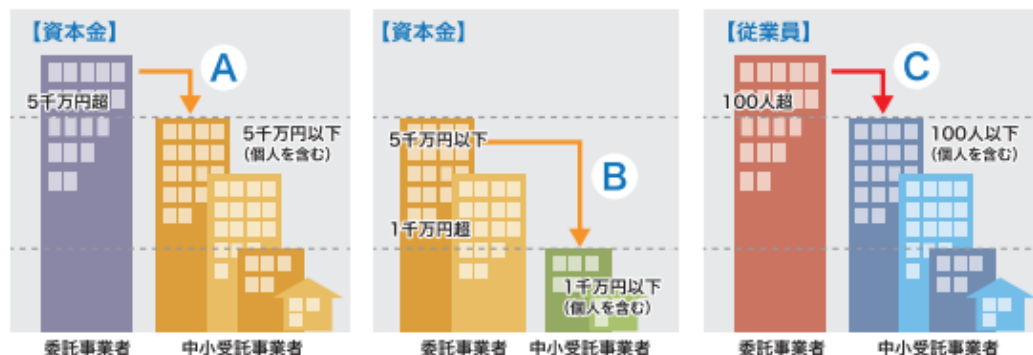


■ 製造委託・修理委託、情報成果物作成委託・役務提供委託*1、特定運送委託



*1: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

■ 情報成果物作成委託・役務提供委託*2



*2: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く

(3) 従業員基準の規模要件への追加 (下請法逃れへの対応)

従業員300人（役務提供委託等は100人）の区分を追加。
(p. 4の取引定義を構成する2つの要件を参照)

資本金額・従業員数のうち、どちらか一つでも
当てはまれば取適法の対象となります。

これによって、**資本金だけを形式的に操作して旧下請法（現取適法）の適用を逃れる行為を抑止しやすくなるよう制度が見直されました！**
(p 7 の下請法の抜け穴の慣習を参照)

簡単に数字を操作しにくい従業員数も、
企業規模の要件とすることで、
然るべき企業には、当たり前を取適法の
ルールを適用させることができます。





(4) 手形等の禁止（支払遅延を発生させる可能性があったため）

対象取引において、手形払い等を禁止。その他の支払手段（電子記録債権・ファクタリング等）についても、支払期日までに、中小受託事業者（旧：下請事業者）が代金満額相当の現金を得ることが困難な場合は禁止。

今後は、現金 or 支払期日までに現金化できる方法で支払いが必要になりました！

物品等を受領した日から起算して、60日を経過した場合。その60日を経過した日から、実際に支払いをする日までの期間については、年14.6%の遅延利息を支払う義務があります（旧下請法と同ルール）。

これによって、しっかりと期日までに現金で中小受託事業者にお金が支払われる仕組化を進めた形です。

支払遅延利息はかなり高めに設定されていますね。もちろん、普段よりしっかり期日管理をされている中かと思いますが、今後も支払期日は確実に守りましょう！



(5) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

昨今あらゆるコストが上昇している中で、委託事業者（旧：親会社）が中小受託事業者（旧：下請事業者）からの価格転嫁の求めがあっても、応じない・必要な説明無く価格を据え置くことなどが課題となっていました。こうした行為に対応できるよう、従来の買いたたき規制に加え、**交渉プロセスに着目して規定を新設**しました。

今までも例えば下記5点のようなことが禁止されていたが、実質守られていない現状があった…

- ①受領拒否 : 商品を受け取らない。勝手にキャンセルする。
- ②支払遅延 : 請求書が遅れても、期日までに支払う義務がある。
- ③代金の減額 : 「協力金」「手数料」などという名目で、不当なマージンを取り、実質減額も×
- ④返品 : 売れ残りなどを、発注者側が返品する行為
- ⑤買いたたき : 原材料費や労務費を無視して、極端な低価格設定を押し付ける行為

これによって、中小受託者側が「価格を上げたい」と交渉してきたときに、その交渉に**「応じること」**がまず必要になりました。**価格適正化に向けた協議をしたかどうか？**そして価格を据え置きor変更でも、どちらにせよ、**求められれば「その価格設定における十分な説明が必要」**になったのです。



下請法から【取適法】へ ～制度概要・主な改正ポイント6つ～



違反行為を厳しく取り締まっています。

定期調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、中小受託取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、委託事業者、中小受託事業者に対する定期調査を実施しています。また、必要に応じて、委託事業者の事業所等に赴くなどして、委託事業者の保存している取引記録などの帳簿書類等を調査しています。

勧告の公表を行っています。

委託事業者が取適法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告を行っています。

また、勧告が行われた場合は、原則としてその旨を公表することとしています。

事業所管省庁による指導も行われます。 改正により追加！

勧告・公表だけでなく、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁による指導も行われます。

最高50万円の罰金が科せられます。

委託事業者が次のような違反行為を行った場合には、違反者である個人、そして委託事業者である法人も罰せられます。罰金の上限額は、最高50万円となっています。

● 発注内容等の書面又は電磁的方法[※]による明示義務違反

[※] 電磁的方法により明示を行った場合には、中小受託事業者から求めがあれば書面を交付しなければなりません。

- 取引内容を記載・記録した書類又は電磁的記録の作成・保存義務違反
- 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- 立入検査の拒否、妨害、忌避

(6) 面的執行の強化（取り締まりの強化）

公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携を強めるために、事業所管省庁の主務大臣にも本法律における指導・助言の権限を付与（新設）。

違法行為に対する指導を行える所を増やし、より多くの人の目をもって取引の公正化を遵守させる目的です。

これによって、例えば、建設業や運送業なら国土交通省、製造業なら経済産業省など、**中小受託事業者にとって一番身近な事業所管省庁にも取り締まり権限を拡大することで、違反行為に対する罰則の厳格化を示しています。**



下請法から【取適法】へ ～困った時は、取引かけこみ寺へ～



📢 下請かけこみ寺の名称を変更します！

**令和8年1月1日から
「取引かけこみ寺」になります**

本年5月、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が可決成立し、「下請」等の用語も見直されることになりました。(令和8年1月1日施行)
本改正を踏まえ、令和8年1月1日より、名称を変更します。

下請かけこみ寺 → **取引かけこみ寺**

令和8年1月1日

⚠️ 取引かけこみ寺における相談対応等担う機能については名称変更前と変わりありません。

悩んだらここに相談を！

下請かけこみ寺
https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料 全国48か所 秘密厳守 匿名相談可 0120-418-618

【受付時間】平日 9:00-12:00 / 13:00-17:00 (土日・祭日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

中小企業庁 中小企業庁委託事業 (公財)全国中小企業振興機関協会

取引上の悩み
抱えていませんか？

中小企業 個人事業主 フリーランス の皆さん

買いたたき 代金の減額・値引き 不当なやり直し 不当な受取拒否 知的財産権の侵害 不当な返品 価格交渉 代金の未払い・支払遅延

悩んだらここに相談を！

下請かけこみ寺
https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料 全国48か所 秘密厳守 匿名相談可 0120-418-618

【受付時間】平日 9:00-12:00 / 13:00-17:00 (土日・祭日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

中小企業庁 中小企業庁委託事業 (公財)全国中小企業振興機関協会

チラシに記載のあるような不当な行為など、様々な悩みに、**専門の相談家や弁護士が、無料でアドバイスを行うような、相談窓口があります！**

いきなり「公正取引委員会」や「事業所官省庁」に話に行くのは気が引けても、こういった無料の相談窓口があれば安心ですね！



▲公正取引委員会公式ガイドブックより (https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/)

03

情報収集に苦戦したら、エフアンドエム！



【コスト】

- 専門家への相談は数万円かかる…
- 管理部門に人手を割く余裕はない…

【時間】

- お客様・現場第一優先！
社内のことは後回しにしがち…
- 調べる時間がない…

【補助金等情報・法改正】

- 情報が多すぎてどのサイトを信じれば良いか分からない…
- 聞いたことはあるけど詳細までは正直よく知らない…
- 顧問はいるけど、正直コミュニケーション不足…



これらのお悩みを、**F&M Club**が解決します！



【取引先との書類の雛形が豊富】

- ・ 取適法に係る価格改定のお知らせ文書
- ・ 手形廃止における依頼文
- ・ その他の帳票、規定、秘密保持契約書・委託契約書などの契約書、社外向け文書などを300種類以上ご用意！
- ・ 何度でもDL可能で、法改正があれば、都度修正して納品しています

[illegible][illegible]



【取引先との書類の雛形が豊富】

- ・ 価格交渉のプロセスを記録する、議事録の雛形
- ・ 取適法に該当する取引かどうかを診断する
フローチャート など

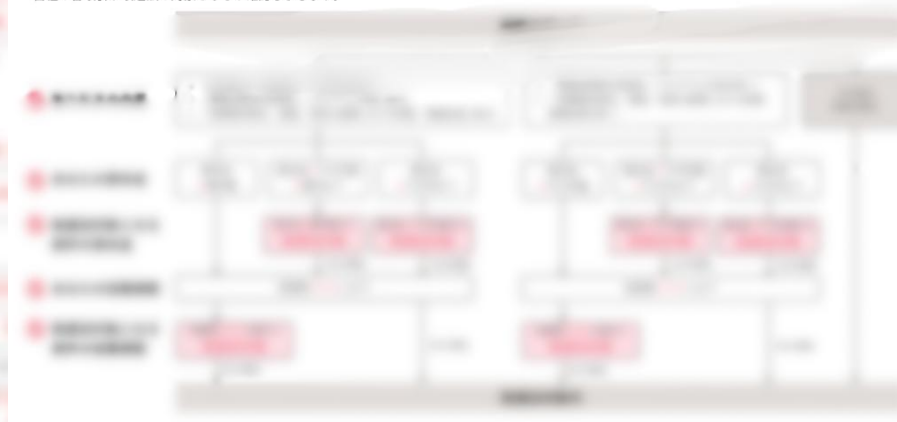
価格交渉議事録

株式会社〇〇製作所[自社名]

日付	場所	出席者	議題
2024年10月10日	本社 3F 会議室	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月11日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月12日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月13日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月14日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月15日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月16日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月17日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月18日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月19日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月20日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月21日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月22日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月23日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月24日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月25日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月26日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月27日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月28日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月29日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月30日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
10月31日	〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

取適法診断フローチャート 受注者からみた場合

2026年1月より下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、中小受託取引適正化法（取適法）となります。
自社の各取引が取適法の対象となるか確認しましょう。





【契約書AIレビュー】

- ・ 取適法に係る価格改定のお知らせ
- ・ AIが自動でリスク箇所を分析し、リスクの高い条項を優先的にレビュー
- ・ 専門弁護士が監修した修正案や解説文を提供
- ・ 会員なら一定件数まで会費内で利用可能！追加使用したい時も課金OK！高額になりがちな法律専門家の費用を削減します

契約書チェック | リスクチェック結果

ファイル名 秘密保持契約書.docx | 契約上の立場 情報の受け手

秘密保持契約書

株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」とする）と、株式会社〇〇〇〇（以下、「乙」とする）の間における秘密情報の取扱に関し、次のとおり契約を締結した。

第1条（定義）

1. 本契約における「秘密情報」とは、相手方より提供を受けた技術上または営業上その他の情報であって、秘密の範囲を特定し、書面その他の物理的な媒体であるか電子ファイルその他の電磁的記録であるかを問わず秘密情報である旨の表示（以下、「秘密表示」という）を明記して開示した情報、または、秘密である旨告知し口頭により開示した情報であって開示後〇日以内に開示内容を文書化して秘密表示を行った情報をいう。ただし、以下各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外されるものとする。

（1）相手側開示を受ける前より既に保有していた情報。

（2）正当な手段により、秘密保持義務を負うことなく第三者から受けた情報。

（3）公に公表されており、一般に入手可能な情報。

（4）情報開示者が事前に書面により公表を承認した情報。

（5）情報受領者が独自の方法により開発した情報。

2. 本契約における「情報開示者」とは、秘密情報を開示した者をいう。

3. 本契約における「情報受領者」とは、秘密情報の開示を受けた者をいう。

優先度 **A** 優先度 **B** 以上 優先度 **C** 以上

優先度Aの条文内容チェック結果 [結果をダウンロード](#)

修正箇所： **A** 8箇所

欠落箇所： **A** 1箇所

※欠落条文を挿入するおすすめ位置は、契約書文中の番号が配置されている箇所です。但し、挿入場所は、法的効力に影響しませんので、適宜の位置にご挿入ください。

[追加](#)

▼ **① 第3条（秘密保持義務）**

法令や法令に基づく行政機関等による命令に基づき、受領当事者が秘密情報の開示を要求される場合に、必要な範囲で、受領当事者が、秘密情報を開示できるとする規定が抜けていませんか。

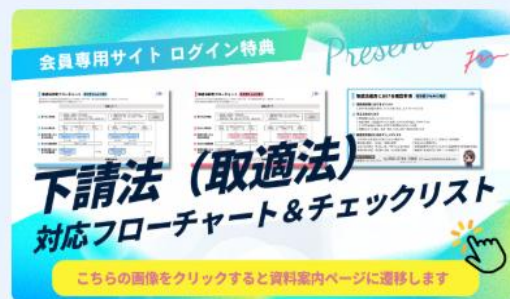
[+ 解説](#)

[+ 法令等による開示を認める参考条用例](#)

[要確認](#)

※システム提供のみを行っており、レビュー結果の内容には関与いたしません。また、レビュー結果の内容に関連するご質問にはお答えしかねますので、予めご了承ください。
※当社は弁護士法第72条（非弁行為の禁止）を厳守しております。
※会員には無料利用枠（年間3件）がございます。無料利用枠を超えた場合、1件につき10,000円（税別）の料金が発生いたします。年間の利用は最大10件までとなります。

\\ Pickup Contents //



【ログイン特典】下請法（取適法）対応フローチャート & チェックリスト



【動画】ハローワークでも人材採用はできる！実際にあった成功事例を解説！



【動画】2026年1月改正_下請法から取適法へ！「禁止行為」を解説します！

【イーラーニングで最新情報を常にアップデートしましょう】

- ・短時間で、隙間時間にスキルアップ
- ・全従業員が閲覧可能。従業員数に応じて費用が増えることはありません
- ・いつでも、どこでも、何度でも視聴可能
- ・法改正、労務トラブル、契約書チェックのポイント、マネジメント研修、営業研修、マナー講習、電話対応の仕方、敬語の使い方、求人票の書き方ポイント、Z世代の育て方講座、電帳法とインボイス制度について etc…



【サービスセンター：困ったら、とりあえずF&M！何度でも相談できる安心を届けます】

- ・ 労務・財務・採用・教育・補助金助成金等の経営に関することから、お礼状の書き方、記念パーティの挨拶など、まるで貴社の総務担当者かのようにご相談可能！

（よくあるご相談内容：例）

- ・ 電子帳簿保存法とインボイス制度について知りたい
- ・ 役員報酬の決め方の例や、退職金の準備、事業承継などを相談したい
- ・ 育児休業を取る従業員がいるけど、何か使える助成金はある？



【財務】

経営力向上計画策定支援・資金繰表作成・収益予測表・財務格付け診断・財務状況分析など。

例えば資金調達の時期のご相談や、補助金助成金・優遇税制などの情報のご提案、申請の可否、ではその申請時に必要な就業規則の見直しなど、さまざまなご支援を複合的にご提案が可能です。

【人材】

ハローワーク求人票の文例分析・文例作成サポート、面接時活用していただく適性診断のパーソナリティ診断、高額なコストがかかる人事考課作成のサポートなど。全て追加料金はナシ！相談もし放題です。

【情報】

自社の労務体制で受給可否を確認する助成金診断や、翻訳サービス※、リーガルAIレビュー※、そして全国の公的支援制度が探せて、受給金額や公募スケジュールが一目瞭然で分かるホジョサーチ！

※システム提供のみを行っており、レビュー結果の内容には関与いたしません。また、レビュー結果の内容に関連するご質問にはお答えしかねますので、予めご了承ください。
※当社は弁護士法第72条（非弁行為の禁止）を厳守しております。
※会員には無料利用枠（年間3件）がございます。無料利用枠を超えた場合、1件につき10,000円（税別）の料金が発生いたします。年間の利用は最大10件までとなります。

F&M Club で解決できる課題



キャッシュフローを充実させるために、何をすればよいかわからない。

今後の資金繰りが不安だという方はこちら。

資金繰りを
改善したい



労働トラブルが心配だ。社員が安心して働ける環境をつくりたい。

就業規則の見直しをしたいという方はこちら。

適切な
労働管理をしたい



求人票を出しているが、応募がない。採用したが、思った人材ではなかった。

良い人材を採用したいという方はこちら。

良い人材を採用したい



社員を育成したい。人事考課制度を導入したいが、どうするべきか。

教育制度、人事考課を作りたいという方はこちら。

社員教育を
充実させたい



助成金は種類が多すぎてよくわからない。結局、何が当てはまるかわからない。

助成金を使いたい・知りたいという方はこちら。

助成金を使いたい



中小企業が取り組みやすい補助金があるのは知っている。

採択のポイントなどを知りたいという方はこちら。

補助金を活用したい



様々な優遇制度や法律改正への対応。経営には欠かせない情報。

法改正情報や優遇制度を知りたいという方はこちら。

法改正など
情報を知りたい



労務管理や給与明細、年末調整のペーパーレス化やISOの対応など。

業務のペーパーレス化を検討している方はこちら。

ペーパーレスや
ISOなど取り組みたい

F&M Club のサポート体制



専用Webフォームで相談



オンライン面談で相談



電話・メールで相談



マンスリーチェックで相談



電話・メールでいつでも相談

お客様からのサービスに関する質問や相談を電話やメールで受け付けスピーディーに対応します。

担当
コーディネーター



サービス活用の支援

貴社の目標・経営課題に基づき最適なサービスのご案内をいたします。

貴社

お客様
サービス
センター

アドバイザー

個別のお悩みを専門知識で解決

財務・労務・人材に関するご相談をいただいた場合に、オンライン面談等で丁寧に解説いたします。

ご成約後の流れ



01. 初回面談を予約しましょう

02. サービス活用の準備をしましょう

ご契約後数日で、以下2点をお送りいたします。

初回キット

会員サイトログインのご案内メール

- ① 初回キットを開封いただき、サービスの活用手引き等をご確認ください。
- ② 会員サイトにログインいただき、使い方チュートリアルを進めてください。

ログイン方法

ログインID：ご案内メールの受信メールアドレス

パスワード：「はじめてログインする方はこちら」から新規登録ください。

②資料のアップロード

契約担当者より依頼差し上げた決算書等の資料のアップロードをお願いします。

※アップロード方法は契約担当者よりご説明差し上げます。



03. 初回面談を実施します

ご面談は Zoomを利用したオンライン面談となります。

- ・初回担当者をご面談させていただきます。
- ・ご登録時・前日にオンライン面談の日時およびURLをお送りします。
- ・面談URLをクリックいただき、Zoomにご入室ください。



04. サービスを活用してみましょう

初回面談時にご案内したサービスの活用を進めていただきます。

会員サイトのマイページの「やることリスト」をご確認ください。



会社名	株式会社エフアンドエム（英文名：F&M CO.,LTD.）
証券コード	4771
上場証券取引所	東証スタンダード
代表者	代表取締役社長 森中一郎
設立	1990年（平成2年）
資本金	9億8,965万円（2025年9月末現在）
連結売上高	170億6,637万円（2025年3月期・連結）
事業内容	個人事業主及び小規模企業向け会計サービス 中堅中小企業向け管理部門支援サービス（エフアンドエムクラブ） 中堅中小企業向け財務・補助金支援サービス 会計事務所向け支援サービス（経営革新等支援機関推進協議会／TaxHouse） 社会保険労務士事務所向け支援サービス（SR STATION） ISO・Pマーク認証取得支援サービス パソコン教室 アラカルト型 人事労務クラウドソフト（オフィスステーション） 経営革新等支援機関関連業務 講師派遣型研修サービス

事業所	大阪本社、東京本社、名古屋支社、福岡支社、仙台支社、札幌支社、沖縄支社
従業員数	982名（2025年9月末現在・連結）
平均年齢	37歳（2025年9月末現在）
法人番号	9120901005589
適格請求書発行事業者登録番号	T9120901005589
グループ会社	エフアンドエムネット株式会社

中堅中小企業向け

バックオフィスコンサルティング

総務・管理部門から 企業力の向上を支援

会員制ならではのリーズナブルな価格で、
バックオフィス業務を総合的に支援します。



お問い合わせ

バックオフィス業務でお困りの場合は、
お気軽にお問い合わせください。



メールでのお問い合わせ

info@eisui.fmltd.co.jp



電話番号でのお問い合わせ

06-6339-9045

9:00-17:00 (定休日:土日祝)



エフアンドエムクラブ

スマホの場合は
こちらをご利用ください

